

魚津市公告第75号

経営管理権集積計画の公告について

下記の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条の1の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条の1の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年11月25日

魚津市長 村椿 晃

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理の 存続期間
集1-1	平沢日干尾 19番17、 19番18	90林班ル小班 91林班イ小班	保安林	0.14	令和3年12月1日 から令和8年11月 30日まで(5年間)
集1-2	平沢日干尾 19番19、 19番20	91林班イ小班	山林	0.08	
集1-3	平沢日干尾 19番13、 19番14	90林班ル小班	保安林 山林	0.08	
集1-4	平沢日干尾 19番15	90林班ル小班	保安林	0.04	
集1-5	平沢日干尾 19番12、 19番24、 20番15、 20番16	90林班ヌ小班 90林班ホ小班 89林班へ小班 90林班イ小班	山林	0.28	

2 縦覧場所

魚津市役所 産業建設部農林水産課

魚津市ホームページ (<https://www.city.uozu.toyama.jp>)

3 本公告により、魚津市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。